

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和5年7月3日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年7月3日（月） 午前10時00分から 午前10時29分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和5年7月3日(月)

午前10時00分から

午前10時29分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室(奥)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

埼玉県知事選挙関係

議案第35号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

議案第36号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第37号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第38号 開票管理者の選任について

議案第39号 開票管理者の職務代理者の選任について

議案第40号 投票所の指定について

議案第41号 期日前投票所の指定について

議案第42号 投票所の投票立会人の選任について

議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について

議案第45号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第46号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第47号 啓発宣伝計画の決定について

在外選挙人関係

議案第48号 在外選挙人名簿から抹消することについて

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員（４人）

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智 恵 子
委 員	藤 井 尚 夫

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	堤 田 俊 雄
事 務 局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	河 本 幸 雄
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真
事 務 局	選挙管理委員会事務局選挙係主査	三 井 正 規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 3 5 号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について
- ・ 議案第 3 6 号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 3 7 号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 3 8 号 開票管理者の選任について
- ・ 議案第 3 9 号 開票管理者の職務代理者の選任について
- ・ 議案第 4 0 号 投票所の指定について
- ・ 議案第 4 1 号 期日前投票所の指定について
- ・ 議案第 4 2 号 投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第 4 3 号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第 4 4 号 開票立会人のくじの日時及び場所について
- ・ 議案第 4 5 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・ 議案第 4 6 号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・ 議案第 4 7 号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 埼玉県知事選挙における啓発について
- ・ 議案第 4 8 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

8月6日に行われる埼玉県知事選挙の管理執行につきましては、厳正かつ公平な管理執行を旨としまして、緊張感を持って臨みたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程に従いまして進めさせていただきます。

日程3、「会議録署名委員の指名」でございます。朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいたします。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第35号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について

○細田委員長

それでは、日程4、議題でございます。埼玉県知事選挙関係。

「議案第35号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第35号、ポスター掲示場にポスターを掲示できる区画数の決定について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法第144条の2第5項の規定により候補者がポスターを掲示できるポスター掲示場の区画数を8区画とすることについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

今回の区画数8区画につきましては、埼玉県選挙管理委員会から通知が来ておりまして、それに

基づいて8区画とするものでございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第36号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第36号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第36号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。

第1投票区から第23投票区までの投票管理者、また、その職務代理者を示してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第36号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第37号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第37号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第37号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。

別紙を付けてございまして、上段が市役所、下段が朝霞台出張所でございまして、投票管理者、それから職務代理者を選任してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第38号 開票管理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第38号 開票管理者の選任について」を議題といたします。

本議案は、私の一身上に関することですので、私は退席させていただいて、加藤委員長代理に議事をお願いしたいと存じます。

○加藤委員長代理

おはようございます。加藤です。

しばらくの間、委員長の職務を行いますので、それでは議案第38号について、事務局の説明を求めます。

○事務局・佐藤係長

議案第38号、開票管理者の選任について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における開票管理者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

開票管理者として、細田委員長を選任するものでございます。

以上になります。

○加藤委員長代理

ただいま説明がありましたが、何か質疑ございますでしょうか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

それでは採決いたします。

議案第38号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なし、の声)

異議なしと認めます。

委員長席を委員長と交代いたしますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○細田委員長

どうもありがとうございました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第39号 開票管理者の職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第39号 開票管理者の職務代理者の選任について」を議題といたします。

本議案は、加藤委員の一身上に関することですので、暫時、加藤委員長代理の退席を求めます。

それでは、御説明をお願い申し上げます。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第39号、開票管理者の職務代理者の選任について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における開票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

職務代理者として、加藤委員長代理を選任する議案でございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第 4 0 号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第 4 0 号 投票所の指定について」を議題といたします。

御説明をお願いします。

○事務局・佐藤係長

議案第 4 0 号、投票所の場所の指定について。

令和 5 年 8 月 6 日執行の埼玉県知事選挙における投票所の場所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和 5 年 7 月 3 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

第 1 投票区から第 2 3 投票区まで指定してございます。第 6 投票区につきましては、今回も市民会館となっております。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

それでは採決いたします。

議案第 4 0 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 0 号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第 4 1 号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第 4 1 号 期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第 4 1 号、期日前投票所の指定について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所としまして、朝霞市役所内、それから朝霞台出張所内に設けます。

期間につきましては、いずれも7月21日から8月5日までとなっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第41号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第42号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第42号 投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第42号、投票所の投票立会人の選任について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。

第1投票区から第23投票区までの立会人の方を選任してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第42号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第43号 期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

御説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第43号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。

まず、1枚目が、市役所内の期日前投票所の立会人の方になります。もう1枚おめくりいただきますと、朝霞台出張所の立会人の方になってございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について

○細田委員長

次に、「議案第44号 開票立会人のくじの日時及び場所について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第44号、開票立会人のくじの日時及び場所について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における開票立会人となるべき者につき公職選挙法第6条第2項又は同条第4項の規定により行うべきくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時としまして、令和5年8月3日、午後5時30分を予定してございます。場所につきましては、朝霞市役所内を予定してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第 4 5 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第 4 5 号 投票所における候補者氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

御説明お願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第 4 5 号、投票所における候補者指名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和 5 年 8 月 6 日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法第 1 7 5 条第 1 項の規定に基づき行う候補者の氏名等掲示につき、同条第 3 項本文の規定により行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 5 年 7 月 3 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

日時、令和 5 年 7 月 2 0 日、午後 5 時 3 0 分。場所、朝霞市役所内を予定してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 4 5 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 5 号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第46号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第46号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第46号、告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の委員会の定める日は、告示日前2日（7月18日）とすることについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございます。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 埼玉県知事選挙関係

議案第47号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第47号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第47号、啓発宣伝計画の決定について。

令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。

今回の、啓発におきましての御説明を申し上げます。

掲示類につきましては、県議会選挙と同様に、懸垂幕を2張、市役所と産業文化センターに張る予定でございます。横断幕につきましては、通常6張なんですけど、彩夏祭の掲示もございまして、5張となっております。1か所、北朝霞のロータリーは彩夏祭のものが張られますので、その部分が減りまして5張となっております。それから、のぼり旗90本、ポスター、電光掲示等については、県議会議員選挙と変更ございません。

1枚おめくりいただきまして、広報につきましては、市のホームページで既に掲載してございまして、選挙公報自体は、市のホームページでアップする予定ですが、埼玉県選挙管理委員会から恐らく連絡が来て、掲示されるのが7月24日になりますので、アップされ次第、市のホームページもリンクする予定でございます。ポスティングによる各戸配布も、届き次第配る予定でございますが、朝霞市に到着するのが7月24日、月曜日の予定でございますので、月曜日から木曜日辺りまで配る予定でございます。

既に、市ホームページでは県知事選挙につきましてアップされてございますが、随時更新していく予定でございます。それから、広報あさかにつきましては、6月1日号に掲載してございます。口頭宣伝につきましては、従来どおり広報車による巡回、それから、防災無線による広報を行う予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、街頭啓発でございますが、前回の県議会議員選挙からやっておりますが、街頭啓発を行う予定でございます。駅前街頭啓発としましては、8月3日木曜日の午後6時を予定してございまして、8月3日の選挙管理委員会のくじ引きの後に予定してございます。くじ引きの議案は、先ほど議案として上程しておりますが、人数によっては、委員会がなくて、街頭啓発だけということもあり得ます。その街頭啓発だけの場合につきましては、御都合がつく委員さんにお越しいただければと考えてございます。それから、各支部ごとの街頭啓発を今回から再開しております。7月20日の木曜日から8月4日の金曜日で行うということで、支部ごとに御報告いただいているところでございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

藤井委員。

○藤井委員

街頭啓発で各支部2人と書いてあるのですが、この支部というのはどういう選考になっているのでしょうか。初めてで、分からないのですみません。

○細田委員長

答弁、お願いします。

○事務局・佐藤係長

この街頭啓発は、明るい選挙推進協議会を中心に行ってございます。

明るい選挙推進協議会は、支部が分かれています、11支部ございます。各支部によって人数は異なりますが、その各支部ごとに2人ずつ以上、参加をお願いしているところでございます。以上になります。

○藤井委員

町内会とは違うんですか。

○事務局・佐藤係長

明るい選挙推進協議会という組織体ですので、町内会とはまた異なる組織でございます。

○細田委員長

よろしいですか。

○藤井委員

はい。

○細田委員長

ほかに、質疑なければ、質疑を終結いたします。

それでは、議案第47号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第48号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第48号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第48号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和5年7月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、1人。計2人となっております。

1枚おめくりください。今回の該当者を載せてございます。

さらに、もう1枚おめくりいただきますと、今回の在外選挙人名簿の登録者数でございますが、男性、女性、1人ずつ減りまして、それぞれ登録者は50人ずつで、合計100人となっております。

一番下のところに、6月1日定時登録時点の近隣市の状況について載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第48号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、原案のとおり承認されました。

それでは、日程4の「議題」は終了させていただきます。

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

この際、委員の方から、何かございますか。

○藤井委員

駅前該当啓発で、選挙管理委員2人になっていますよね。朝霞駅の南口、東口と、朝霞台と北朝霞、これ4人ということですか。

○細田委員長

事務局、説明願えますか。

○事務局・佐藤係長

朝霞駅前と、北朝霞で街頭啓発を行っていきまして、委員の方につきましては、それぞれ2人ずつお越しいただいております。朝霞駅に御自宅が近い方が、朝霞駅側。北朝霞に近い方が、北朝霞側ということで行わせていただいております。8月3日は、従来くじの日でございますので、くじ引きの議案がありますと、くじ引きが終わった後にすぐに移動してということになりますので、事務局職員と一緒に移動しまして、駅前でいうことになります。ここには、明るい選挙推進協議会の委員の方も来ていらっしゃいます。

ただし、くじ引きにつきましては、候補者が10人を超えた場合に行います。現時点で、10人の立候補につきましては確認できておりませんので、あくまで予定でございますが、10人を超えない場合につきましては、くじ引きはございません。くじ引きの委員会、8月3日がございませんので、街頭啓発だけになります。なので、街頭啓発だけのときには、委員会がございませんので、お越しいただける委員の方に御参加いただくというお願いでございます。明るい選挙推進協議会の方につきましては、予定どおり行いますが、委員の方につきましては、御都合が付くようであれば、御参加いただきたいということでございます。

以上になります。

○藤井委員

そうすると、日程的に、8月3日の前にそれが分かるわけですか。

○事務局・堤田局長

7月20日が告示で、そこで候補者の数が決まります。

○藤井委員

分かりました。

○事務局・堤田局長

多分、10人いかないと思います。

○藤井委員

8区画と言っているからね。分かりました。

○細田委員長

よろしいですかね。

ですから、藤井委員は、近いからできれば北朝霞の方に。

○藤井委員

そのつもりでいるのですが、ちょうど8月3日、僕は参加できない見込みもありますので、7月20日までには分かりますので。

分かりました。北朝霞へ行くようにいたします。

○細田委員長

よろしいですかね。

では、事務局の方から、何かございますか。

ないですか。

◎6 閉会

○細田委員長

ほかに、ないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員